

令和6年度 契約(随意契約)情報 (建設コンサルタント等の業務)

※設計額50万円～250万円 (税込)

番号	工事名		請負者	当初契約日	当初工期	予定価格
	種別	工事場所	代表者	変更契約日(第1回)	変更工期(第1回)	当初契約金額
			住所	変更契約日(第2回)	変更工期(第2回)	変更契約額(第2回)
	業務の概要				変更理由	
選定理由					適用条項	
1	令和6年度 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業) 北岩尾・落合地区処理施設機能強化対策工事 変更設計・現場監理支援業務		長野県土地改良事業団体連合会	令和6年8月13日	自 令和6年8月13日	1,375,000 円
					至 令和7年3月21日	1,298,000 円
	建設コンサルタント	佐久市 鳴瀬 字 本願	会長 藤原 忠彦		至	円
			長野市大字南長野字宮東452-1		至	円
変更設計・現場監理支援業務 一式						
<p>農業集落排水北岩尾・落合地区の処理施設機能強化対策工事(防食工事)において、変更設計書の作成及び現場監理の業務であり、発注者を支援する業務です。また、この工事は当該施設を稼働しながら行うことから、この業務を履行には農業集落排水事業並びに建築本体や機械設備・電気設備などの各専門知識のみならず、処理施設の維持管理に関する専門知識も有する必要があります。</p> <p>長野県土地改良事業団体連合会は、土地改良法で定めるところにより設立が認められた公法人で、農業集落排水施設に関する機械設備・電気設備を含めた診断・指導を行い、機能強化対策に関する業務や維持管理業務等の技術支援をしており、本業務の履行に必要な専門知識を包括的に有しています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく発注関係事務(設計・積算補助、監督補助等)を適正かつ公正に行うことができる国県以外の発注者支援機関として、「関東協議会管内農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する協議会」により、「農業農村整備事業発注者支援機関」の認定を受けている県内唯一の機関であるため。</p>					地自令第167の2第1項第2号	